

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和6年度			
基本設計業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の30を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額(1億円上限)</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の30から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	不可能	<p>●前払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和7年度			
実施設計業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の30を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額(1億円上限)</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の30から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	不可能	<p>●前払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>
解体設計業務			
事前調査業務			
プール解体業務			

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和8年度			
プール建設業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の40を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の40から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	<p>部分払金＝各業務金額相当額×(90/100－前払金額/契約金額)</p> <p>●債務負担行為に係る契約の部分払いの特則 部分払金＝各業務金額相当額×90/100－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)－{各業務金額相当額－(前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額</p>	<p>●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金、部分払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>
体育館建設業務			

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
条件	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和9年度			
プール建設業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の40を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の40から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	不可能	<p>●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金、部分払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>
体育館建設業務			
体育館解体業務		<p>部分払金＝各業務金額相当額×(90/100－前払金額/契約金額)</p> <p>●債務負担行為に係る契約の部分払いの特則 部分払金＝各業務金額相当額×90/100－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)－{各業務金額相当額－(前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額</p>	
校舎建設業務			

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和10年度			
校舎建設業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の40を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の40から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	不可能	<p>●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金、部分払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和11年度			
校舎解体業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の40を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の40から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う</p> <p>◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	不可能	<p>●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金、部分払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>
外構解体業務		部分払金＝各業務金額相当額×(90/100－前払金額/契約金額)	
校庭整備業務		<p>●債務負担行為に係る契約の部分払いの特則 部分払金＝各業務金額相当額×90/100－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)－{各業務金額相当額－(前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額</p>	

	前払金	部分払い	業務完了後の支払い
	保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合	発注者の検査に合格した場合	工事が完了、発注者の検査に合格した場合
令和12年度			
外構解体業務	<p>●当該会計年度の出来高見込額が100万円以上10億円未満 当該会計年度の出来高見込額の100分の40を超えない額(1億円上限)</p> <p>●当該会計年度の出来高見込額が10億円以上 当該会計年度の出来高見込額の100分の10を超えない額 ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の40から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の100分の50を超えるときは、超過額を発注者へ返還</p>	不可能	<p>●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う</p> <p>●前払金、部分払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う</p>
校庭整備業務			